

2009年11月16日

文部科学大臣 様

日本高等学校教職員組合

中央執行委員長 加門 憲文
定 通 部 長 長岡 彰英

定時制・通信制教育の民主的充実に関する要求書

全国的に実施されている定時制高校の統廃合により、希望する生徒の就修学が困難となり、また文部科学省及び地方教育行政の予算が削減されているもとの、定時制・通信制高校に通う生徒の修学が著しく困難な状況となっています。近年、定時制・通信制高校に通う生徒は、家計補助のために昼間働き夜学ぶという生徒はもちろんですが、不登校を経験した生徒、全日制高校を中途退学した生徒、向学心がありながら若い頃学ぶ機会がなかった中高年の方々、諸外国から日本に来たの方々など多様です。定時制・通信制高校は「やり直し」の場としての重要な役割をも担っています。

憲法に規定された「教育の機会均等」の原則を堅持し、その実現にむけた施策を実施することこそ文部科学省の重要な役割であると考えます。にもかかわらず、2009年春の入試において行き場のない生徒が大量に生み出されたことは、大変遺憾であると考えます。

下記の諸要求は、各地域の父母・生徒・教職員の要求を集約したものであり、そのすみやかな実現のために努力されることを切に要望致します。

記

1. 民主教育を発展させる諸条件を確立し、定通教育を充実すること。
 - (1) 新学習指導要領の実施にあたっては、次の点を重視して行なうこと。
 - ①教育課程について、各学校における民主的な論議と合意に基づく自主編成を保障すること。
 - ②ホームルームをはじめ、生徒の自主・自治活動を重視すること。
 - ③「国旗・国歌」の取り扱いを強制しないこと。
 - (2) 中等教育をいっそう変質させる総合学科・単位制高校・中高一貫校などの一方的導入をやめ、「多様化」・高校「改革」推進の政策を改めること。

- (3) 後期中等教育を保障する観点から、通信制教育の充実をはかること。
- ①学校保健法に基づいて、通信制生徒の健康管理のための健康診断を実施すること。
 - ②生徒の健康管理のために専任養護教諭が配置されるよう、標準法で明確に位置づけること。
 - ③通信制専用の保健室を設置するなど、施設設備を充実させること。
- (4) 定時制の学級定員を 20 名とし、教職員定数算定基準を「学級定員 20 名」に応じた算定基準に改善すること。
- (5) 通信制教職員の定数算定区分を抜本的に改善すること。
- (6) 生徒の進路指導と卒業後のフォローアップ指導が充実できるように、条件を整えること。
- (7) 発達障害や病弱、日本語を母語としない生徒など、特別な教育的ニーズを持つ生徒の発達を保障するための教育条件を整備し、拡充すること。
- (8) 学校外の学修等の単位認定は、単位の切り売りや安易な単位認定につながるため、その運用を取りやめること。
- (9) 以下の項目について、各教育委員会を指導すること。
- ①高校入試の実施にあたっては、進学を希望する中学新卒者などの進学に配慮し、十分な定員枠を確保すること。
 - ②学習権を奪う一方的な統廃合や学級減を行なわないこと。また、統廃合によって生じた問題に対して適切な指導を行なうこと。
 - ③多部制単位制などの設置を理由に、周辺の定時制高校の募集停止をしないこと。
 - ④「3年卒業」制について
 - ア. 高等学校卒業程度認定試験合格科目や定通併修・実務代替・技能連携・技能審査の成果などによる安易な単位認定を認めず、単位の自校履修を基本として運用すること。
 - イ. 同一クラスに3年卒生と4年卒生を混在させないこと。
 - ウ. 協力校方式定通併修（定時制の教員が自校で通信制の添削・面接業務・試験を行なう）による「3年卒業」制については、抜本的に見直すこと。
 - ⑤専修学校などとの連携教育をやめること。
 - ⑥自衛隊による不当な勧誘や学校教育への介入をやめさせること。
 - ⑦除籍者（転学・退学・死亡・休学除籍）の指導要録綴り（除籍者指導要録綴）については、在籍期間・単位修得の事実を残すために永年保存並みの扱いとすること。
- (10) 広域通信制とサポート校の実態を調査し、問題がある場合は改善の指導を行なうこ

と。

2. 定時制・通信制に学ぶ生徒の学習・通学条件などを改善すること。

- (1) 教育の無償化をめざし、全日制を含めすべての高校生に対して、その具体的施策を講ずること。
- (2) 高等学校の授業料無償化とあわせて、定時制・通信制高校に在学するすべての生徒に対する教科書・夜食費に関する補助事業を、国の責任で行なうこと。
- (3) 生徒の学習権を保障するため、有給就学制度を立法化すること。あわせて雇用主に対する保障措置を講ずること。さらに、勤労生徒に対する勤労学生控除の増額をはかること。
- (4) 「学校災害補償法」を制定すること。当面、授業中・部活動中における負傷等に対して生活費を援助する制度を設けること。
- (5) 働く青年に高等教育を受ける機会を保障するため、大学の夜間部・通信教育部への助成を行ない、増設・拡充をはかること。
- (6) 健全な学習・教育環境を保障するために、学校設置基準を見直すこと。
- (7) 各教育委員会が、以下の施策を実施できるよう指導・援助すること。
 - ① 修学奨励費の額を引き上げるとともに、認定要件の緩和、支給事務の簡素化、早期支給を行なうこと。さらに、退学者等の返還義務制度を廃止し、当面、返還義務については退学した年度のみに限定し、無利子・単年度ごとに処理すること。
 - ② 教育の機会均等・学習権保障の立場に立ち、奨学金制度の抜本的改善と適用の拡大をはかること。
 - ③ 定時制・通信制専用の施設・設備を充実させること。
 - ④ 完全給食制度は、民間委託ではなく自校調理方式とすること。補食給食制度を完全給食制度に切り替えること。通信制に完全給食制度を保障すること。
- (6) 定時制通信制の生徒に対する就職差別撤廃のため、厚生労働省と連携して行政指導を強めること。

3. 定時制通信制高校に勤務する教職員の労働条件を改善すること。

- (1) 次のように、教職員定数の抜本的見直しをはかること。
 - ① すべての課程・部・分校に最低1名の専任養護教諭の配置をする。とりわけ通信制の未配置校については専任養護教諭を早急に配置すること。
 - ② 進路指導と卒業後のフォローアップ指導を充実させるため、専任の教員を新たに配

置すること。

- ③特別な教育的ニーズを持つ生徒の発達を保障するために、専門専任の教員を新たに配置すること。
- ④専任の実習教員、事務職員、学校図書館職員の配置と増員を行なうこと。
- ⑤栄養士・給食調理員の配置と増員を行なうこと。
- ⑥現業職員、警備員の配置と増員を行なうこと。
- ⑦通信教育協力校への教員加配をすること。

(2) 各教育委員会が以下の改善を行なうよう指導・援助すること。

- ①教職員の生活を保障し、豊かな教育活動が可能な賃金体系とする。手当については、次の改善を行なうこと。
 - ア．夜間課程勤務手当の復活・継続
 - イ．通信制課程における「休日出勤手当」の新設
 - ウ．定通手当を削減せず、全職種への拡大
- ②教員の免許外教科担当を解消すること。
- ③各学校に配置される教職員数が定数を下回らないこと。
- ④各学校における臨時教職員の割合を最小限に押さえること。また、定数内職員を臨時職員にしないこと。
- ⑤研修時間を保障すること。
- ⑥公費による定期的で精密な健康診断の実施を行なうこと。
- ⑦次世代育成支援対策推進法にともなう特定事業主行動計画の中で、定通制教職員のため具体的支援策を策定すること。

(3) 教員免許更新制度を廃止すること。

- ①法改正までの間、2010年度以降については実施を凍結すること。
- ②教員養成を含め「新制度」については、教職員組合等を含め広く意見を聞くこと。また、拙速に「新制度」を導入しないこと。
- ③現場教職員への十分な情報提供を行なうこと。特に、臨時教員への配慮を怠らないこと。

以上

重点項目の要求趣旨

【重点要求①】

1. (9) ①高校入試の実施にあたっては、進学を希望する中学新卒者などの進学に配慮し、十分な定員枠を確保すること。

文部科学省における基本調査によれば、中学新卒者の定時制志願者（公立）は、その数・率ともに年々上昇しています（1997年：20,247人＝1.37％ 1998年：22,015人 1.46％ 2007年：27,565人：2.27％ 2008年：28,650人 2.39％）。

2009年度入試においては多数の志願者が殺到し、「前代未聞」ともいえる多くの不合格者が出ています。『朝日新聞』（大阪版：10月19日付）によれば、夜間定時制における最終的な不合格者数は全国で1,174人にのぼっています。

昨年以來の深刻な不況の下で、私学と比較すると相対的に教育費がかからない公立高校への志願者が増加したためと想定されます。また、全国的に展開されている高校の「特色づくり」と並行的にすすめられている統廃合による全日制高校及び夜間定時制高校の絶対数の減少が背景にあると考えます。

「行き場のない生徒」を出さないためにも、公立高校の募集定員枠の拡大と「教育費」の軽減は、緊急性を要するものであり、是非とも各教育委員会への適切な指導をお願いします。

【重点要求②】

2. (2) 高等学校の授業料無償化とあわせて、定時制・通信制高校に在学するすべての生徒に対する教科書・夜食費に関する補助事業を、国の責任で行なうこと。

定時制・通信制高校の生徒の家庭は、欠損家庭の比率が高く、経済的困難を抱えている場合がたいへん多いのが実態です。ですから、このたび国が、高等学校授業料の実質無償化にふみだしたことは、朗報といえます。

一方、教科書・夜食費に関する補助事業は、国から地方に移管されて以降、ほとんどの都道府県で縮小・廃止の方向にあります。いくつかの県では、給食制度そのものを廃止しています。

給食が生きるための命綱になっている生徒もいます。お古の教科書を使い回している生徒もいます。教育の機会均等と生徒の修学保障の観点から、教科書・夜食費に関する補助事業は国の責任で行ない、補助制度の充実をお願いします。